

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性等から、依存症患者が必要な支援を受けられない状況にある。そこで、依存症患者に対して適切な支援が実施できるように、相談拠点として相談支援を実施するとともに、依存症患者の家族を対象とした家族教室等を実施し、依存症対策を総合的に行う。 依存症患者やその家族への適切な相談支援を行うためには、依存症に関する専門的な知識や情報等を有し、相談・指導技術が担保された機関へ委託する必要がある。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 依存症患者及びその家族からの相談等に対応するためには、依存症に関する多様な知識と豊富な経験が不可欠である。各務原病院は県内で唯一全ての依存症に対応した依存相談拠点であり、本業務は各務原病院しか実施できない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。